

MBO における税務上の留意点について

新聞報道によると、名古屋証券取引所市場第 2 部に上場している天龍木材（以下、「T 社」といいます。）が経営陣による自社買収（MBO）により非上場化される予定で、MBO の一環として TGC 社（T 社の経営陣の 100%出資会社）が T 社株式の公開買付（以下、「本公開買付」といいます。）を実施するとのことです。

今回のトピックスでは、本件をもとに MBO における税務上の留意点について検討してみたいと思います。

(1) 本公開買付における税務上の留意点

公開買付で発行法人が自己株式を取得した場合には、みなし配当が生じます（法人税法 24 条 1 項 4 号）。

ただし、本公開買付は発行法人の T 社ではなく別法人の TGC 社によるものであり、自己株式の取得に該当せず、みなし配当は生じません。

(2) TGC 社が T 社を完全子会社化するための手法及びその税務上の留意点

TGC 社は T 社株式を全て取得することを目的として本公開買付を実施しますが、一般的に公開買付で買付対象会社の株式を全て取得することは困難であると考えられます。

そこで、本公開買付後に TGC 社が T 社を完全子会社化するための手法として、全部取得条項付種類株式と株式交換を取り上げ、その概要及びその税務上の留意点について論じてみたいと思います。

イ 全部取得条項付種類株式

TGC 社が本公開買付により T 社の議決権の 3 分の 2 以上を取得した場合には、全部取得条項付種類株式の利用により T 社の少数株主を排除し、T 社の完全子会社化が可能となります。

まず、T 社において定款変更により既存の T 社株式に全部取得条項を付し、この全部取得条項付種類株式を取得する際の対価として、TGC 社に対しては 1 株以上の整数株、T 社の少数株主に対しては 1 株未満の端株が割り当てられる比率を設定した他の種類株式を定めておきます（会社法 309 条 2 項 11 号、466 条）。

次に、T 社は全部取得条項付種類株式を TGC 社及び T 社の少数株主から取得し、対価として上記で定めた種類株式を交付します（会社法 171 条、309 条 2 項 3 号）。

最後に、T 社の少数株主が交付を受けた 1 株未満の端株に相当する株式について端数処理が行われ、T 社は TGC 社の完全子会社となります。

なお、端数処理とは、発行会社はその株主等に対して交付しなければならない株式

の数に 1 株未満の端数があるときに、その端数の合計数に相当する数の株式の競売若しくは裁判所が許可した競売以外の方法又は発行会社の買取りにより得られた代金を株主等に交付することです（会社法 234 条）。

① TGC 社の取扱い

TGC 社は全部取得条項の発動により自己の有する T 社株式を T 社に譲渡し、その対価として 1 株以上の種類株式を取得します。交付を受けた株式と譲渡した株式の価額がおおむね同額であり、かつ、株式のみの交付の場合には、みなし配当及び譲渡損益は生じません（法人税法 24 条 1 項 4 号、61 条の 2 第 13 項 3 号）。

なお、1 株未満の端株に相当する株式の交付も受けている場合には、端数処理により金銭交付を受けますが（会社法 234 条）、株式の交付を受けたものとして取り扱われます（法人税法基本通達 2-3-1）。ただし、その交付された金銭が、その取得の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に株主等に対して支払う全部取得条項付種類株式の取得の対価であると認められるときは、その取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱われますが（法人税法基本通達 2-3-1 但書）、会社の経営権の 100%支配のために行われる全部取得条項付種類株式の取得に伴う端数処理による場合には、この取扱いを受けない旨の解説が国税当局者によりされています（「租税研究」2008 年 4 月号 P.207）。

1 株未満の端株に相当する株式については、端数処理により譲渡損益が生じますが（法人税法 61 条の 2 第 1 項、法人税基本通達 2-3-25）、みなし配当は、端数処理が競売又は裁判所が許可した競売以外の方法により行われた場合には生じませんし、発行人の買取りにより行われた場合も生じません（法人税法施行令 23 条 3 項 9 号）。

② T 社の少数株主の取扱い

T 社の少数株主は全部取得条項の発動により自己の有する T 社株式を T 社に譲渡し、その対価として 1 株未満の端株に相当する株式を取得します。端数処理により金銭交付を受けますが（会社法 234 条）、上記①と同様に株式の交付を受けたものとして取り扱われます（法人税法基本通達 2-3-1、所得税法基本通達 57 の 4-2）。

そして、端数処理により譲渡損益（所得）が生じますが（法人税法 61 条の 2 第 1 項、租税特別措置法 37 条の 10、法人税基本通達 2-3-25、所得税法基本通達 57 の 4-2）、みなし配当は生じません（法人税法施行令 23 条 3 項 9 号、所得税法施行令 61 条 1 項 9 号）。

③ T 社

特に課税関係は生じません。

ロ 株式交換

TGC 社が本公開買付により T 社の議決権の 3 分の 2 以上を取得した場合には、特別決議により株式交換を実施することで、残りの T 社株式を取得し T 社の完全子会社化が可能となります（会社法 309 条 2 項 12 号、767 条他）。株式交換により少数株主の排除を行う場合には、その対価は金銭や 1 株未満の端株に相当する株式となります。

TGC 社が株式交換の対価として金銭交付した場合には、その株式交換は非適格株式交換に該当します（法人税法 2 条 12 の 16 号）。

TGC 社が株式交換の対価として TGC 社株式の 1 株未満の端株に相当する金銭を交付した場合には、TGC 社と T 社との間には支配関係（50%超の資本関係）があるため、支配関係継続要件（株式交換後も TGC 社と T 社との間に TGC 社による支配関係が継続すること）、従業者継続従事要件（T 社の株式交換直前の従業者のうち、その総数のおおむね 80%以上に相当する数の者が T 社の業務に引き続き従事することが見込まれていること）、事業継続要件（T 社の株式交換前に営む主要な事業が T 社において引き続き営まれることが見込まれていること）を満たせばその株式交換は適格株式交換に該当します（法人税法 2 条 12 の 16 号ロ、法人税法施行令 4 条の 3 第 15 項 1 号）。

この場合にその交付された 1 株未満の端数相当の金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に株主等に対して支払う株式交換の対価であると認められるときは、その株式交換の対価として金銭が交付されたものとして取り扱われますが（法人税法基本通達 1-4-2 但書）、会社の経営権の 100%支配のために行われる株式交換は、前述した全部取得条項付種類株式の取得の場合と同様に、この取扱いを受けないと考えられます。

① TGC 社の取扱い

株式交換により移転を受けた T 社株式の取得価額からその株式交換による増加資本金額等を減算した金額が資本金以外の資本金等の額として認識されますが、課税関係は生じません（法人税法施行令 8 条 1 項 10 号）。

なお、その株式交換が非適格株式交換に該当する場合には、T 社株式の取得価額は、その取得の時ににおける取得のために通常要する価額になります（法人税法施行令 119 条 1 項 26 号）。

また、その株式交換が適格株式交換に該当する場合には、T 社株式の取得価額は、T 社の少数株主が 50 人未満のときには T 社の少数株主が有していた T 社株式のその適格株式交換直前の帳簿価額に相当する金額の合計額（取得費用がある場合には、その取得費用の額を加算した金額）になり、T 社の少数株主が 50 人以上のときには T 社の簿価純資産価額に相当する金額（取得費用がある場合には、その取得費用の額を加算した金額）になります（法人税法施行令 119 条 1 項 9 号）。

② T 社の少数株主の取扱い

T 社の少数株主が株式交換の対価として金銭交付を受けた場合には、T 社株式の譲渡損益（所得）が生じます（法人税法 61 条の 2 第 1 項、租税特別措置法 37 条の 10）。

T 社の少数株主が株式交換の対価として TGC 社株式の 1 株未満の端株に相当する株式の交付を受けた場合には、端数処理により金銭が交付され（会社法 234 条）、T 社株式の譲渡損益（所得）が生じます（法人税法 61 条の 2 第 1 項、租税特別措置法 37 条の 10、法人税基本通達 2-3-25、所得税法基本通達 57 の 4-1）。

なお、いずれの場合においてもみなし配当は生じません（法人税法施行令 23 条 3 項 9 号、所得税法施行令 61 条 1 項 9 号）。

③ T 社の取扱い

本件の株式交換が非適格株式交換に該当する場合には、時価評価資産の評価損益が認識され、適格株式交換に該当する場合には時価評価の取扱いを受けません（法人税法 62 条の 9）。

(3) T 社の完全子会社化後に TGC 社と T 社が合併した場合の税務上の留意点

TGC 社が T 社を完全子会社化した場合には、TGC 社は T 社の 100%持株会社となります。TGC 社が T 社から受け取る配当金は、その計算期間を通じて TGC 社と T 社との間に完全支配関係がある場合には、その全額が益金不算入になります（法人税法 23 条）。

また、TGC 社は MBO を実施するための資金として銀行から 29 億円を上限に借入れを行う予定であり、多額の支払利息が発生し、TGC 社において欠損金が生じることが想定され、この欠損金を有効利用する手段として TGC 社と T 社との合併が考えられます。

そこで、TGC 社を合併法人、T 社を被合併法人とする合併を行った場合の欠損金の引継制限及び利用制限について論じてみたいと思います。

適格合併を行った場合に、合併法人は被合併法人の欠損金を引き継ぎますが（法人税法 57 条 2 項）、その適格合併が、みなし共同事業要件を満たすもの又は 5 年以上支配関係が継続してから行われたもののいずれにも該当しない場合には、次に掲げる欠損金は引き継がれません（法人税法 57 条 3 項）。

① 被合併法人の支配関係事業年度（合併法人と被合併法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度、以下同じ。）前の各事業年度で前 9 年内事業年度（適格合併の前日 9 年以内に開始した各事業年度、②において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金

② 被合併法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で前 9 年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金のうち特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として一定の金額

また、この場合に、合併法人の保有する欠損金も制限を受け、次に掲げる欠損金は利用できなくなります（法人税法 57 条 4 項）。

① 合併法人の支配関係事業年度前の各事業年度で前 9 年内事業年度（適格合併の日の属する事業年度開始の前日 9 年以内に開始した各事業年度、②において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金

② 合併法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で前 9 年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金のうち特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として一定の金額

本件においては、TGC 社と T 社との間に完全支配関係があるので、TGC 社と T 社が金銭交付を伴わない合併をした場合は、その合併は適格合併に該当します（法人税法 2 条 12 の 8 号イ）。

TGC 社と T 社が適格合併した場合に、TGC 社においては支配関係事業年度以後に支払利息による欠損金が生じる場合には、これは、特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る欠損金ではないので TGC 社の欠損金の全てを利用できます(法人税法 57 条 4 項)。

一方、T 社の欠損金のうち、支配関係事業年度前に生じた欠損金及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金のうち特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る一定の金額については引継制限を受けると考えられるので、T 社の欠損金の全てを引き継ぐ場合には、みなし共同事業要件を満たす適格合併を行うか、あるいは、5 年以上支配関係が継続してから適格合併を行う必要があると考えられます(法人税法 57 条 3 項)。

なお、みなし共同事業要件のうち事業関連性要件について、TGC 社は持株会社であり、TGC 社の事業と T 社の事業とが相互に関連するものであるのか疑義が生じますが、持株会社がグループ各社の経営管理業務を行っており持株会社とグループ各社が相まって一つの事業を営んでいる実態にあるような場合には事業関連性要件を満たすという見解が公表されており(国税庁質疑応答事例「[持株会社と事業会社が合併する場合の事業関連性の判定について](#)」)、TGC 社と T 社がこのような実態にある場合には、事業関連性要件を満たすものと考えられます(法人税法施行規則 3 条)。

(4) 連結納税を導入した場合の税務上の留意点(補足)

TGC 社と T 社が合併しないで、TGC 社を連結親法人、T 社を連結子法人とする連結納税を導入した場合には、連結グループ内の所得と欠損金を通算でき、TGC 社において生じる欠損金を有効利用できると考えられます。ただし、T 社を完全子会社化した後直ちに連結納税を導入する場合には、その開始の際に連結子法人 T 社の時価評価資産の評価損益が認識されると考えられますし(法人税法 61 条の 11)、連結子法人 T 社の欠損金の利用が制限されると考えられますので(法人税法 81 条の 9 第 2 項)、注意が必要です。なお、連結納税の詳細については[平成 25 年 6 月 28 日のトピックス](#)をご覧ください。

(5) まとめ

MBO の手続きは、公開買付後に買付会社が全部取得条項付種類株式の取得又は株式交換により買付対象会社を完全子会社化し、最後に買付対象会社と合併するという流れになります。組織再編成の実施、全部取得条項付種類株式の利用には税務上の問題が生じることがあるので、事前に綿密な税務戦略を練ることが重要であると考えられます。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。